

東海旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則の一部改正（学校指定申請書等の様式変更に伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第4条 学校の代表者は、第2条第1項第1号ただし書又は第2号から第5号までに規定する指定学校として指定を受けようとする場合は、学校指定申請書類を、学校所在地もより駅を所管する鉄道事業本部長（直轄所管区域に係るものに限る。）、静岡支社長又は関西支社長（以下「支社長等」という。）に提出するものとする。この場合、分校にあっては、本校とは別個の学校として申請するものとする。</p> <p>2 学校指定申請書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校指定申請書 書式</p> <div data-bbox="221 804 651 1315" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">学校指定申請書 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿 所在地 学校名 代表者 氏名 職印</p> <p>当校を学校及び救護施設指定取扱規則第 条第 項第 号に規定する指定学校として指定されるよう、次の書類をそえて、申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設立の告示又は認可書の写 2 学則 3 部科別の生徒現在数及び教員の現在数を記載した書類 4 1週間に行う部科別の授業科目及びその時間数を記載した書類 5 もより駅及び旅客鉄道会社線利用の状況を記載した書類 </div> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第4条 学校の代表者は、第2条第1項第1号ただし書又は第2号から第5号までに規定する指定学校として指定を受けようとする場合は、学校指定申請書類を、学校所在地もより駅を所管する鉄道事業本部長（直轄所管区域に係るものに限る。）、静岡支社長又は関西支社長（以下「支社長等」という。）に提出するものとする。この場合、分校にあっては、本校とは別個の学校として申請するものとする。</p> <p>2 学校指定申請書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校指定申請書 書式</p> <div data-bbox="1189 799 1619 1310" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">学校指定申請書 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿 所在地 学校名 代表者 氏名 職印</p> <p>当校を学校及び救護施設指定取扱規則第 条第 項第 号に規定する指定学校として指定されるよう、次の書類をそえて、申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設立の告示又は認可書の写 2 学則 3 部科別の生徒現在数及び教員の現在数を記載した書類 4 1週間に行う部科別の授業科目及びその時間数を記載した書類 5 もより駅及び旅客鉄道会社線利用の状況を記載した書類 </div> <p style="text-align: center;">(中略)</p>

現行

改正

(指定及び指定の取消し)

(指定及び指定の取消し)

第5条 前条の規定による指定の申請があった場合は、これを審査し、指定を
 適当と認めるものについては、指定学校として指定し、当該学校の代表者
 に、次の書式による学校指定書を交付する。ただし、学校指定書交付後であ
 っても、第3条第1項に規定する指定学校としての指定条件を具備していな
 いと認めるときは、当該学校の指定学校としての指定を取り消すことがあ
 る。

第5条 前条の規定による指定の申請があった場合は、これを審査し、指定を
 適当と認めるものについては、指定学校として指定し、当該学校の代表者
 に、次の書式による学校指定書を交付する。ただし、学校指定書交付後であ
 っても、第3条第1項に規定する指定学校としての指定条件を具備していな
 いと認めるときは、当該学校の指定学校としての指定を取り消すことがあ
 る。

表

裏

表

裏

学校指定書

記 号 番 号
平成 年 月 日

長 殿

長 公印

貴校 { } を学校及び救護施設指定取扱規則第 条
 第 項第 号に規定する指定学校として指定し、平成
 年 月 日から平成 年 月 日まで貴校(指定部科)の
 学生・生徒に対して旅客営業規則所定の旅客運賃割引の
 取扱いをいたします。

指定番号

割引証・証明書類の取扱方その他については、学校及
 び救護施設指定取扱規則による外、次の各項によつてく
 ださい。

- 1 学校学生生徒旅客運賃割引証は、監督庁に請求する
 こと。
- 2 学校学生生徒旅客運賃割引証・通学証明書及び証明
 書の発行及び出納については、出納簿及び発行台帳を
 備えつけその状況を明らかにし、発行の際は発行台帳
 に対して契印を押すこと。
- 3 次の各号の1に該当する場合は、直ちに所管の箇所
 に届け出ること。
 - (1) 校名又は部科名の変更
 - (2) 部科の新設・統合・分離及び改廃
 - (3) 学則の変更
 - (4) 所在地の変更
 - (5) 休校及び廃校
- 4 当社の係員が発行及び出納状況について監査する場
 合は、これに協力すること。
- 5 指定期限以後に引き続き指定学校としての指定を受
 けようとする場合は、指定期限の3箇月前までに申請
 すること。
- 6 その他不明の点は、もより駅の駅長に連絡すること。

学校指定書

記 号 番 号
年 月 日

長 殿

長 公印

貴校 { } を学校及び救護施設指定取扱規則第 条
 第 項第 号に規定する指定学校として指定し、
 年 月 日から 年 月 日まで貴校(指定部科)の
 学生・生徒に対して旅客営業規則所定の旅客運賃割引の
 取扱いをいたします。

指定番号

割引証・証明書類の取扱方その他については、学校及
 び救護施設指定取扱規則による外、次の各項によつてく
 ださい。

- 1 学校学生生徒旅客運賃割引証は、監督庁に請求する
 こと。
- 2 学校学生生徒旅客運賃割引証・通学証明書及び証明
 書の発行及び出納については、出納簿及び発行台帳を
 備えつけその状況を明らかにし、発行の際は発行台帳
 に対して契印を押すこと。
- 3 次の各号の1に該当する場合は、直ちに所管の箇所
 に届け出ること。
 - (1) 校名又は部科名の変更
 - (2) 部科の新設・統合・分離及び改廃
 - (3) 学則の変更
 - (4) 所在地の変更
 - (5) 休校及び廃校
- 4 当社の係員が発行及び出納状況について監査する場
 合は、これに協力すること。
- 5 指定期限以後に引き続き指定学校としての指定を受
 けようとする場合は、指定期限の3箇月前までに申請
 すること。
- 6 その他不明の点は、もより駅の駅長に連絡すること。

2 前項の規定による指定学校としての指定は、部科を設けている学校について
 は、部科ごとに指定する。

2 前項の規定による指定学校としての指定は、部科を設けている学校について
 は、部科ごとに指定する。

現行

3 第1項の規定により指定を受けた学校の代表者は、次の書式による請書を支社長等に提出しなければならない。

請 書

平成 年 月 日

殿

指定番号

所在地 _____

学校名 _____

代表者 氏 名

今回当校 { } が学校及び救護施設指定取扱規則第
 条第 項第 号に規定する指定学校として指定を受け
 ましたので、今後割引証・通学証明書及び証明書の発行
 ・使用等については、鉄道諸規則を遵守し、万一これに
 違背したときは、学校及び救護施設指定取扱規則に定め
 る御処分を受けても、異議を申しません。

(中略)

(指定部科としての追加申請及び指定変更の申請)

第8条 指定学校が、既に指定されている部科以外の部科について指定部科として追加指定を受けようとする場合及び学則の変更によりその既指定部科の内容に変更を生じた場合は、当該学校の代表者は、次の書式による学校指定変更願を所管の支社長等に提出するものとする。

改正

3 第1項の規定により指定を受けた学校の代表者は、次の書式による請書を支社長等に提出しなければならない。

請 書

年 月 日

殿

指定番号

所在地 _____

学校名 _____

代表者 氏 名

今回当校 { } が学校及び救護施設指定取扱規則第
 条第 項第 号に規定する指定学校として指定を受け
 ましたので、今後割引証・通学証明書及び証明書の発行
 ・使用等については、鉄道諸規則を遵守し、万一これに
 違背したときは、学校及び救護施設指定取扱規則に定め
 る御処分を受けても、異議を申しません。

(中略)

(指定部科としての追加申請及び指定変更の申請)

第8条 指定学校が、既に指定されている部科以外の部科について指定部科として追加指定を受けようとする場合及び学則の変更によりその既指定部科の内容に変更を生じた場合は、当該学校の代表者は、次の書式による学校指定変更願を所管の支社長等に提出するものとする。

現行

学校指定変更願
平成 年 月 日
殿
指定番号
所在地
学校名
代表者 氏名

当校に対する指定を、次の通り変更されるよう別紙書類をそえて、お願いします。

- 1 変更年月日
- 2 変更指定内容 { 旧
 新
- 3 変更事由

(中略)

改正

学校指定変更願
年 月 日
殿
指定番号
所在地
学校名
代表者 氏名

当校に対する指定を、次の通り変更されるよう別紙書類をそえて、お願いします。

- 1 変更年月日
- 2 変更指定内容 { 旧
 新
- 3 変更事由

(中略)

現行	改正
<p>(休校及び廃校の届出)</p> <p>第9条 指定学校を休校し、又は廃校するときは、当該学校の代表者は、監督庁に届け出た後10日以内に、次の書式による休校届又は廃校届を、所管の支社長等あて提出するものとする。</p> <div data-bbox="232 416 902 1040" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">休 校 (廃校) 届</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>指定番号 <input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/></p> <p>所在地 _____</p> <p>学校名 _____</p> <p>代表者 氏 名 <input style="width: 30px; height: 15px;" type="text"/> 職印</p> <p>当校は、次の通り休校（廃校）しますので、お届けします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 休校（廃校）年月日 2 休校（廃校）事由 </div> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>(休校及び廃校の届出)</p> <p>第9条 指定学校を休校し、又は廃校するときは、当該学校の代表者は、監督庁に届け出た後10日以内に、次の書式による休校届又は廃校届を、所管の支社長等あて提出するものとする。</p> <div data-bbox="1196 400 1888 1048" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">休 校 (廃校) 届</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>指定番号 <input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/></p> <p>所在地 _____</p> <p>学校名 _____</p> <p>代表者 氏 名 <input style="width: 30px; height: 15px;" type="text"/> 職印</p> <p>当校は、次の通り休校（廃校）しますので、お届けします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 休校（廃校）年月日 2 休校（廃校）事由 </div> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、平成30年3月17日から施行する。